

研究活動に係る不正防止に関する規程

(趣旨)

第1条 京都薬科大学（以下「本学」という。）は、本学において研究活動に関わるすべての者が、研究活動の不正行為及び研究費の不正な使用を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性、公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、本規程を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、研究活動を行う本学の教職員又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 試資料等の捏造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが試資料等を取得できなかったにもかかわらず、試資料等を作成すること
- (2) 試資料等の改ざん 研究者等が行った調査や実験などを通じて得た試資料等を、根拠なく修正又は削除すること
- (3) 作為的な行為によって恣意的に取得した試資料等の利用 計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、又は調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること
- (4) 著作権の侵害 出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、又は要約を作成すること及びその他他人が発表した試資料等を盗用すること
- (5) 試資料の不正取得及び利用 不正な手段によって外部に持ち出された試資料等を取得又は利用すること
- (6) その他の不正行為 前各号に掲げるもののほか、不正な手段により試資料等を取得、公表もしくは伝達すること

3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者等に配当する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

- (1) 科学研究費補助金及びその他の競争的研究資金
- (2) 私立大学学術研究高度化推進事業における学術研究高度化推進経費
- (3) 前2号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

5 この規程において「研究費の不正な使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品・飲食費等を本学に支払わせること
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること
- (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を本学に支払わせること

- (5) 法令、本学の規約又は当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に使用すること

（不正行為の禁止）

第3条 研究者等は、不正行為の防止に努めるとともに、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用を行ってはならない。

（研究費の取扱いに係る本学の対応）

第4条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

- 2 研究費に係る経理処理は、経理管理責任者及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の経理規則、経理規則施行細則、経理業務の専決取扱要綱、科学研究費補助金等取扱要領及びその他の会計に関する手続に基づくものとする。

- 3 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書取扱規程に定める期間保管しなければならない。

（誓約書の提出）

第5条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは、学長に確認書（別表1）又は誓約書（別表2）を提出しなければならない。

- 2 本学の教職員が、本学以外の研究機関等において公的研究費の研究課題の研究分担者となる場合は、学長に確認書（別表1）又は誓約書（別表2）を提出しなければならない。

（研究費不正使用防止委員会の設置）

第6条 本学は、研究費の不正な使用を防止するため、京都薬科大学研究費不正使用防止委員会（以下「不正使用防止委員会」という。）を設置する。

- 2 不正使用防止委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研究費の適正な執行管理の指導
- (2) 不適切な疑いのある行為に対する調査及びその処理
- (3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
- (4) 不正防止計画の推進
- (5) その他必要と認められる事業

- 3 不正使用防止委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（職員を除く） 1名
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 専門科目担当教員 若干名
- (6) 法律の専門家 1名

- 4 不正使用防止委員会の委員長は学長をもって充てる。

- 5 不正使用防止委員会が必要と認めたときは、関係資料の提出等の協力を求め、意見を聞くことができる。

第7条 不正防止委員会は、調査の結果及びその処理等に関し、すみやかに理事長又は学長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのないもののほか、必要事項については別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。